

鏡野町の介護保険料について

鏡野町の介護保険料は、令和3年度より基準額が月額6,400円から月額5,900円になりました。

前年度から継続して特別徴収(年金からの天引き)で保険料を納めている人の今年度の保険料は次のように計算されます。

例：第5段階(基準額 月額5,900円 年額70,800円)

	仮徴収			本徴収		
	前年度2月分の保険料額をそのまま納めます※			算定した保険料の仮徴収分を除いた額を納めます		
年金月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
介護保険料	12,800円	12,800円	9,800円	11,800円	11,800円	11,800円

※ 4月・6月分は前年度2月と同じ保険料額を納め、8月に4月・6月分の調整を行います。

普通徴収(納付書か口座振込)で保険料を納めている人は、6月から3月までの10期で納付していただきます。

例：第5段階(基準額 月額5,900円 年額70,800円)

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
7,800円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

令和3年度～5年度の介護保険料

段階	基準額								
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
保険料年額	21,240円	35,400円	49,560円	63,720円	70,800円	84,960円	92,040円	106,200円	120,360円
保険料月額	1,770円	2,950円	4,130円	5,310円	5,900円	7,080円	7,670円	8,850円	10,030円

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課

介護保険係

担当：井手

電話(0868) 54-2986

FAX(0868) 54-2891

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。

社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”のシンボルマークである『黄色い羽根』は、黄色いひまわりをイメージしたもので、地域社会があやまちを犯した人たちの立ち直りを支え、再び犯罪に手を染めさせないというネットワークを大きく広げていきたいという思いが込められています。

社会を明るくする運動”と黄色い羽根の趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：渡邊

電話(0868) 54-2986

FAX(0868) 54-2891

